

用語説明

項目	説明
アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示したりする人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に積極的に出向いて支援すること。
NPO法人	Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のこと。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）という。
学齢期	義務教育を受けるべき年齢で満6歳から満15歳までを示す。
権利擁護	子どもや認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。
高齢化率	65歳以上の方が総人口に占める割合。 正確には、高齢者人口÷（総人口-年齢不詳人口）×100で算出。 ※高齢者人口とは65歳以上の人口をさす。
コミュニティー ソーシャルワーカー	地域で公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題など、制度の谷間にいて困窮している人に対し、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う。
孤立死	地域社会とつながりを持たない状態で亡くなり、長期間誰にも気づかれない状態。
社会的孤立	一般的に家族や友人、地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。
障がい者 基幹相談支援センター	障がいのある方やその家族からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や権利擁護のための必要な援助などを行うことにより、地域における生活を支援を行う。
生活保護率	総人口に占める生活保護を受給している人の割合。 パーセンテージ（%）ではなく、パーミル（‰）で表現している。 保護率（人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000で算出。
成年後見制度	判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

用語説明

項目	説明
成年後見人	自分ではほとんど判断することが不可能な人に対し、日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為を本人に代わって行ったり必要に応じて取り消したりする。
セーフティネット	誰もが安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・しくみのこと。
セルフネグレクト	飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態。
相対的貧困	国や社会、地域など一定の母数の大多数より貧しい状態をいい、絶対的貧困とは異なる。 世帯の可処分所得などから算出した数値が、国内に住む人々の中央値の半分（貧困線）に満たない状態。 絶対的貧困とは、食料や衣類など生活の必要最低条件の基準が満たされていない状態をいう。
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置。
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力を受けること。
ニート	15～34歳までの非労働力人口（病気や怪我などが原因で働けない人と、働ける能力があるのに働く意思がない人を合わせた人口）のうち家事も通学もしていない者をさす。
任意後見制度	将来の判断能力の低下に備えて、財産や身の回りのことについてあらかじめ自分の意思で決め、定められた様式の公正証書で自分で選んだ後見人候補と任意後見契約を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任する制度。
8050（ハチマルゴーマル）問題	80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。ひきこもりの若者が親に依存したまま長期化し、様々な問題から外部への相談ができず、親子で社会から孤立した状態に陥る状態。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
貧困の連鎖	貧困世帯で育った子どもが、大人になって再び貧困状態となる様子を表す。

用語説明

項目	説明
法定後見制度	すでに認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方の、生活や財産を守り、支援することを目的とした制度。
保佐人	後見にはいたらないが、判断能力が著しく不十分である人に対し、申立時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行う。重要な法律行為に同意したり、取り消したりする。
補助人	判断能力が不十分である人に対し、申立時に選んだ特定法律行為（生活、介護、財産に関するもの）を本人に代わって行う。申立て時に選んだ重要な法律行為に同意したり、取り消したりする。
要援護者	災害時に要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
養護者	高齢者の日常生活において何らかの世話をしている家族、親族、同居人等。
リーマンショック	サブプライムローンの影響を受けて、2008年9月15日、アメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズが経営破綻したのをきっかけに投資家が株を投げ売りし、世界同時株安になった事件。
ワーキングプア	正社員、もしくは正社員並みに働いても生活維持が困難な状態から抜け出せない就労層。

旭区地域福祉計画策定委員会開催要綱

(目的)

第1条 旭区における総合的な地域福祉を推進するため、令和2年度から5年間の計画期間とする旭区地域福祉計画の策定を目的として、「旭区地域福祉計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 旭区地域福祉計画の策定に関すること
- (2) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、別表1に掲げる組織、団体から推薦された者で組織する。

- 2 委員の任期は旭区地域福祉計画を策定するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議の議事の進行及び整理を行う。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は旭区保健福祉センター所長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会が必要と認める場合は、地域福祉を専門とする学識経験者をアドバイザーとして会議に招請することができる。

(部会)

第5条 委員会は別表2に定める部会を置く。

- 2 部会は、別表1に掲げる組織、団体から推薦された者で構成し、部会長及び副部会長は部会委員の互選とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会議の議事を進行する。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の会議内容について、委員会において報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、旭区役所保健福祉課地域福祉グループにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めによるもののほか、運営に関し必要な事項は、その都度協議し旭区保健福祉センター所長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 (第3条・第5条関係)

組織もしくは団体名称	
(1) 児童福祉関係	
	あさひ子育て安心ネットワーク会議
	旭区民生委員児童委員協議会
	旭子育て支援センター
	旭区子ども・子育てプラザ
	市立生江保育所
	市立旭東幼稚園
	旭区私立保育園協議会
	旭区私立幼稚園協議会
	旭区市立小学校
	旭区PTA協議会
	旭区こども食堂ネットワーク会議
	旭区社会福祉協議会
(2) 地域福祉・高齢者福祉関係	
	旭区地域包括支援センター運営協議会
	旭区見守り相談室
	旭区地域振興会
	旭区社会福祉施設連絡会
	旭区民生委員児童委員協議会
	旭区地域包括支援センター
	旭区東部地域包括支援センター
	旭区西部地域包括支援センター
	旭区社会福祉協議会
(3) 障がい者福祉関係	
	旭区社会福祉協議会
	旭区障がい者基幹相談支援センター
	社会福祉法人地域ゆめの会

	相談支援センターてのはな
	生江障害者会館光生園
	特定非営利活動法人さかえ会
	社会福祉法人大阪福祉事業財団
	特定非営利活動法人地域生活サポートネットほうぷ
	特定非営利活動法人あゆみ倶楽部
	北部地域障がい者就業・生活支援センター
	大阪府立思斉支援学校
	大阪府立光陽支援学校
(4) 生活困窮者支援関係	
	旭区民生委員児童委員協議会
	くらし相談窓口
	ハローワーク梅田
	旭区社会福祉協議会
(5) 医療関係	
	旭区医師会
	旭区歯科医師会
	旭区薬剤師会
(6) 行政関係	
	旭区保健福祉センター所長

別表2 (第5条関係)

部会の名称	所掌事務
児童福祉部会	第2条第1号及び同条第2号のうち、児童福祉に関する事
地域福祉・高齢者福祉部会	第2条第1号及び同条第2号のうち、地域福祉及び高齢者福祉に関する事
障がい者福祉部会	第2条第1号及び同条第2号のうち、障がい者福祉に関する事
生活困窮者支援部会	第2条第1号及び同条第2号のうち、生活困窮者支援に関する事

「旭区地域福祉計画」策定の経過

令和元年7月3日	旭区地域福祉計画策定委員会 (第1回本会)	委員会の立ち上げ 新たな計画策定の進め方について
令和2年1月23日	旭区地域福祉計画策定委員会 (第2回本会)	各部会からの報告 計画案とりまとめの方針確認

令和元年9月5日	地域福祉・高齢者福祉部会 (第1回)	部会案の検討
令和元年10月3日	地域福祉・高齢者福祉部会 (第2回)	部会案の検討
令和元年11月14日	地域福祉・高齢者福祉部会 (第3回)	部会案の検討
令和元年12月20日	地域福祉・高齢者福祉部会 (第4回)	部会案の確定

令和元年7月17日	障がい者福祉部会 (第1回)	部会案の検討
令和元年9月18日	障がい者福祉部会 (第2回)	部会案の検討
令和元年11月20日	障がい者福祉部会 (第3回)	部会案の検討
令和元年12月16日	障がい者福祉部会 (第4回)	部会案の検討
令和2年1月15日	障がい者福祉部会 (第5回)	部会案の確定

令和元年8月23日	児童福祉部会 (第1回)	部会案の検討
令和元年11月18日	児童福祉部会 (第2回)	部会案の検討
令和元年12月13日	児童福祉部会 (第3回)	部会案の確定

令和元年9月25日	生活困窮者支援部会 (第1回)	部会案の検討
令和元年11月26日	生活困窮者支援部会 (第2回)	部会案の確定

福祉計画 策定員会委員名簿 (順不同 敬称略)

本会委員

旭区医師会副会長	焦 昇	委員長
旭区歯科医師会幹事	横山 馨	
旭区薬剤師会会長	横田 文子	
旭区民生委員児童委員協議会会長	岸本 明典	
旭区社会福祉協議会事務局長	古道 典子	
梅花女子大学教授	玉置 好徳	アドバイザー

地域福祉・高齢者福祉部会

旭区地域包括支援センター運営協議会委員長	焦 昇	部会長
旭区社会福祉施設連絡会会長	岡田 智之	副部会長
旭区地域振興会社会福祉部長	井上 正道	
旭区民生委員児童委員協議会 地域福祉推進部会長	中島 正人	
旭区地域包括支援センター管理者	坊古居 利加	
旭区東部地域包括支援センター管理者	松田 真人	
旭区西部地域包括支援センター管理者	河相 淳	
旭区見守り相談室管理者	仲間 道代	
旭区社会福祉協議会 生活支援コーディネーター	鎌田 真央	

障がい者福祉部会（旭区地域自立支援協議会）

生江障害者会館 光生園	方 寿	部会長
社会福祉法人 地域ゆめの会	小泉 祐二	副部会長
社会福祉法人 大阪福祉事業財団	松木 まゆみ	
旭区障がい者基幹相談支援センター	三木 勝幸	
相談支援センターてのはな	西尾 英恵	
特定非営利活動法人さかえ会	岸本 大三郎	
特定非営利活動法人地域生活サポートネットほうび	向井 裕子	
特定非営利活動法人あゆみ工房	原 幸子	
大阪府立思斉支援学校	鈴江 祐希	
大阪府立光陽支援学校	小林 信哉	
北部地域障がい者就業・生活支援センター	川内田 和昭	
旭区社会福祉協議会	宮田 隆治	

福祉計画 策定員会委員名簿 (順不同 敬称略)

児童福祉部会

あさひ子育て安心ネットワーク会議アドバイザー	柴野 奈津子	部会長
旭区こども食堂ネットワーク会議会員	隅田 耕史	副部会長
市立旭東幼稚園園長	猪鹿倉 さゆり	副部会長
旭区民生委員児童委員協議会児童福祉活動推進部会長	清家 嘉子	
旭区私立保育園協議会幹事	宇野 幸子	
旭区私立幼稚園協議会幹事	岡部 宏明	
旭区PTA協議会総務委員長	竹中 悠二	
市立生江小学校校長	喜多 芳星	
市立生江保育所所長	荒木 直子	
旭子育て支援センター	坂本 歩	
旭区子ども・子育てプラザマネージャー	細田 英樹	
旭区社会福祉協議会地域支援担当	岸本 あおい	

生活困窮者支援部会

くらし相談窓口主任相談員	山口 貴宏	部会長
旭区民生委員児童委員協議会総務部会長	西尾 昌明	副部会長
ハローワーク梅田職業相談担当	蔭山 恒一	
旭区社会福祉協議会副主幹	小山 義和	